改正貸金業法の早期完全施行を求める会長声明

深刻な社会問題となった多重債務問題を解決するために2006年12月に成立した改正貸金業法は、段階的施行を重ね、いよいよ最終段階である出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付の禁止(総量規制)等によって完全施行される運びになった。かねてより「過酷な取立」と並んで「サラ金三悪」とされていた、借主等の生活や事業を破壊する「高金利」や「過剰融資」の規制が実施されることで改正貸金業法は多重債務対策立法として完成することになる。

改正貸金業法成立後、政府が設置した多重債務者対策本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。兵庫県を含む全国の都道府県に多重債務者対策本部が設置され、当会も法律専門家団体としてこれに参加し、自治体との連携や無料相談窓口の拡充などに努めてきたところである。こうして、官民を挙げた多重債務対策を実施した結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切り、ヤミ金融被害も減少傾向にあるなど多重債務対策は確実に成果を上げている。一部には、改正貸金業法により借りられない人が増えるなど「官製不況」の原因となっているなどとの論調もあるが、昨今の経済不況はまさに米国における低所得者向け融資の過剰と無規制に端を発するとされる金融危機によるものであり、借りられない人に必要なのは生活破壊・事業破壊を招く高利・過剰融資ではなく、多重債務の法的な整理とセーフティネットの充実なのであって、改正貸金業法の完全施行を先送りする事情は一切見あたらない。

改正貸金業法の最終段階の施行時期については本年12月、遅くとも来年6月までとされているが、もし改正貸金業法の完全施行を先送りし、あるいは金利規制・過剰融資規制などを緩和すれば、再び多重債務問題は拡散・深刻化し、年間3万人にも及ぶ自殺に歯止めがかからなくなるであろう。多重債務者のために必要とされる施策は、高金利・過剰融資を行う貸金業者の氾濫ではなく、相談体制の拡充・セーフティネットの充実及びヤミ金融の撲滅である。

そこで、当会は政府に対し以下の施策の実現を強く求める。

- 1. 改正貸金業法を本年12月までに完全施行すること
- 2. 予算を十分確保しながら多重債務相談窓口を充実させること
- 3. 個人及び中小零細事業者向けセーフティネットをいっそう充実させること
- 4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること

2009年(平成21年)9月14日 兵庫県弁護士会 会長 春 名 一 典